今更聞けないシリーズ: No.101

パテントプール

平 田 祥一朗*

抄 録 今日,エレクトロニクス分野や情報通信分野では、製品の要素技術に関連した特許が複数の企業によって所有されており、各企業間での特許権の調整手段として、パテントプールが広く活用されています。そこで、本稿では、パテントプールの仕組みや役割について言及した上で、パテントプールの発展や、課題と今後の展望についてご紹介します。

目 次

- 1. はじめに
- 2. パテントプールとは
 - 2. 1 定義と基本的構成
 - 2. 2 必須特許
 - 2.3 ロイヤルティの課金と配分
 - 2. 4 パテントプールがもたらす効果
- 3. パテントプールの発展
- 4. パテントプールの課題と展望
 - 4. 1 課 題
 - 4. 2 展 望
- 5. おわりに

はじめに

近年、技術の高度化・複雑化に伴い、特定の 要素技術を複数の企業が並行して研究開発し、 その成果を特許として取得する場合が増加して います。そのような状況下で、ある要素技術を 用いた製品を製造販売しようとする場合、他社 も当該要素技術に関連する特許を保有している ため、互いが保有する特許をクロスライセンス することによって特許法上の紛争を回避する必 要があります。エレクトロニクス分野や情報通 信分野では、多くの異なる特許権者が多数の関 連特許を互いに保有し合う「特許の藪」といわ れる現象が発生し、多数の特許権者との個別の ライセンス交渉に費やす時間と労力は多大なも のとなるため、企業活動に大きな影響を与える 重要な問題へと発展します。

そのような問題を解決するための手段として 活用されているパテントプールの概要につい て、以下で説明します。

2. パテントプールとは

2. 1 定義と基本的構成

パテントプールとは、公正取引委員会のガイドラインでは、「ある技術に権利を有する複数の者が、それぞれが有する権利又は当該権利についてライセンスをする権利を一定の企業体や組織体に集中し、当該企業体や組織体を通じてパテントプールの構成員等が必要なライセンスを受けるもの」と定義されており¹⁾、その目的は、「複数の特許権者が補完的に自らの技術を提供し合い、技術のパフォーマンスを高めるとともに、第三者にも技術を開放することによっ

^{*} 株式会社三井物産戦略研究所 技術・イノベーション情報部 知的財産室 シニアマネージャー Shoichiro HIRATA

て需要を喚起し、技術の普及を促進させる」ことにあります。パテントプールは、そのような目的を達成すべく、図1に示すように、ライセンシー(実施許諾者)がプール運営主体を介してライセンサー(特許権者)の有する特許を一括して許諾を受けることができる仕組みとなっています。なお、ライセンスの対価であるロイヤルティもプール運営主体を介してやり取りされます。

ライセンサー

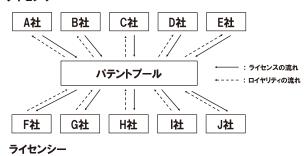


図1 パテントプールの基本的仕組み

パテントプールには、「①サブライセンス型 パテントプール」と「②ジョイントライセンス 型パテントプール」の2つの形態が存在します。 サブライセンス型パテントプールの場合,特許 権者であるライセンサーは、プール運営主体に 対して、サブライセンス権付きのライセンスを 与え、プール運営主体がライセンシーにサブラ イセンスすることにより、ライセンシーは特許 を実施することができます。サブライセンス型 パテントプールでは、ライセンサーとプール運 営主体、並びにプール運営主体とライセンシー との間でそれぞれ契約を締結する必要はありま すが、ライセンシーとライセンサーが直接契約 を締結する必要はありません。そのため、ワン ストップライセンスが実現されることにより、 ライセンス交渉・実務にかかる労力と費用の負 担軽減を図ることができます。一方、ジョイン トライセンス型パテントプールでは、プール運 営主体は、サブライセンス権をもつことなく、

ライセンサーの代理人として契約交渉やロイヤルティの徴収を行うに止まります。そうすると、ライセンスに関する契約主体は、ライセンサーとライセンシーになるため、契約者間での個別の協議によって契約内容に柔軟性をもたせることができます。

2. 2 必須特許

パテントプールに提供される特許は,「標準 規格に準拠した製品を製造し,またはサービス を提供するための代替技術が市場に存在せず, 相互に補完し合う関係にあるために避けること のできない特許」が対象とされ,そのような特 許を「必須特許(技術的必須特許)」といいます。

なお、パテントプールには、技術的必須特許 以外に、「商業的必須特許」を対象として含め ることもできます。ここで、商業的必須特許と は、「特許発明の実施を回避することが可能で あっても、他の手段を選択することが費用、性 能などの観点から事実上困難である特許」をい います。

技術標準の性格と各国当局の判断によって差 異はありますが、日本では、パテントプールに 標準化技術と関係のない不要な特許が含まれた 場合、それら不要な特許についてのライセンス を強要することになるため、不公正な取引方法 に該当し、独占禁止法上、違法なものと判断さ れます。

必須特許の判断は、独占禁止法に違反することを未然に防止する観点から、専門性や公平性の高い機関に委ねるべく、パテントプールから独立した専門的な知識を持った第三者(例えば、日本の場合であれば、パテントプールの運営主体が選定した弁護士・弁理士や、専門機関である日本知的財産仲裁センターが挙げられます)によって行われます。

なお, 1つの特許出願には, 複数の請求項からなる特許請求の範囲を具備していることが一

般的ですが、請求項の数が発明の数となるため、 1つの特許出願の中に複数の必須特許を含む場合が考えられます。しかしながら、そのような場合であっても、必須特許の数は、実務上、1つとして扱われます。また、1つの特許出願における特許請求の範囲にカテゴリーの異なる複数の必須特許(例えば、物の特許と、製法の特許)が含まれている場合であっても、実務上、1つとして扱われます。

2. 3 ロイヤルティの課金と配分

パテントプールにおけるロイヤルティの課金 形態には、製品1台の正味販売価格に対する割 合で課金する「①従量制」と、製品1台あたり に対して固定金額を課金する「②固定金額制」 が存在します。市場での正味販売価格を正確に 把握することが実務的に困難である場合はもち ろんのこと、製品の普及による販売台数の増加 に伴って正味販売価格が下落した場合であって もロイヤルティ収入を維持することができるた め、パテントプールの多くは、固定金額制を採 用しています。

徴収されたロイヤルティは、必須特許の件数に基づいて、ライセンサー間で配分され、複数の国に必須特許が存在する場合には、属地主義の原則と同様に配分されることが一般的です。属地主義に基づくロイヤルティの配分方法によると、必須特許の存在する国(以下、特許国という)に対して、当該特許国で製造又は販売されたかによって配分を決定します。例えば、ライセンシーであるC社がX国で製造してY国で販売した場合、X国での製造とY国での販売のそれぞれに対してロイヤルティを徴収せず、製造・販売を1つの実施行為としてロイヤルティを徴収することになります。

したがって、特許国をX国、Y国、必須特許の存在しない国(以下、非特許国という)をZ国とした上で、A社がX国に1件、Y国に1件、

また、B社がY国に1件の必須特許を有している場合、ロイヤルティ収入が100万円だとすると、図2に示すように配分されます。



図2 属地主義に基づくロイヤルティ配分例

・ケース1

対象製品の製造及び販売が特許国であるX国で行われた場合、X国で必須特許を有するA社に100万円(ロイヤルティ収入の全額)が配分されます。

・ケース2

対象製品の製造が特許国である Y 国で行われた後, 非特許国である Z 国で輸入販売した場合, Y 国で必須特許の件数に応じて配分されるため, ロイヤルティは, A社に50万円, B社に50万円がそれぞれ配分されます。

ケース3

対象製品の製造及び販売が非特許国である Z 国で行われた場合、ロイヤルティは徴収されま せん。

2. 4 パテントプールがもたらす効果

パテントプールの形成がもたらす効果として,前述した「①ライセンス交渉にかかる手間と労力の削減の他に,「②紛争回避」や,「③ロイヤルティ金額の低減」などが挙げられます。

紛争回避について、パテントプールに含まれている特許は、中立な第三者によって必須特許として認定を受けたものであるため、標準化技術の実施に際して、ライセンスの要否についての紛争を抑制することができます。

ロイヤルティ金額の低減について,標準化技 術に関連する特許は多数にわたるため,ライセ ンシーが個別にライセンス交渉をすると、特許 1件ごとに支払うロイヤルティの合計金額は莫 大なものとなります。一方、パテントプールの ロイヤルティは、ライセンシーが参加のインセ ンティブを損なわないよう、合理的な範囲内で 収まるように設計されているため、結果として、 ライセンシーは、ロイヤルティの支払金額の低 減を図ることができます。

3. パテントプールの発展

前述したように、パテントプールは、複数の 必須特許権者が技術標準の実施を求める企業に 対してワンストップでライセンスを与えること を目的に創設・活用されているため、医薬品分 野のように、クロスライセンスの必要性が乏し い状況下では、パテントプールを形成する必要 性も小さいと考えられていました。しかしなが ら、医薬品に関する「南北問題」を解決する手 法として、パテントプールの活用が検討される ようになりました。

開発途上国では、先進国と異なる疾患、例え ば、AIDS、マラリア、結核の三大感染症や、「顧 みられない熱帯病(熱帯地域に集中して蔓延し ている寄生虫や細菌による感染症)」が蔓延し ており、特に、AIDSの蔓延は、深刻な状況に あります。AIDSの治療薬である抗HIV薬は、 先進国の先発薬メーカーが莫大な研究開発費を 投じて開発しているため、その価格は高額なも のとなります。他方、 開発途上国の製薬メーカ ーは、高額なロイヤルティを支払った上で、適 法に抗HIV薬を製造するための金銭的余裕もあ りません。そのため、開発途上国では、抗HIV 薬を利用した治療を十分に行うことができず、 依然としてAIDSの蔓延が深刻な状況にありま す。そのような状況を打破すべく. 国際的な医 薬品購入機関である「UNITAD(国際医薬品 購入ファシリティ)」により、医薬品に関する パテントプール「Medicines Patent Pool²⁾」が 創設されました。

Medicines Patent Poolでは、先進国の先発薬メーカーがライセンサーとしてパテントプールに抗HIV薬に関する特許を提供することにより、先発薬メーカーは、開発途上国の製薬メーカーとの個別ライセンスの負担を軽減することができるだけでなく、ロイヤルティ収入を確保することができます。また、開発途上国の製薬メーカーは、ライセンス許諾による適法な製造ができるようになり、自国の低所得者に対しても、AIDS治療を受けさせることができるようになります。さらに、ライセンス許諾による適法かつ自由な実施によって価格競争が生ずることにより、安価な抗HIV薬の供給が期待されています。

また、米国では、遺伝子を活用して乳がんの発症リスクを診断する方法に関する特許に対して、最高裁が「自然に生じたDNA断片は、特許の対象には該当しない」とする判決(Myriad 判決³⁾)を下しました。この事件の背景には、特許による診断方法の独占が医療費の高騰につながっているとの批判があり、それを解決するための手段として、遺伝子および診断方法技術に関するパテントプール「Librassay⁴⁾」が創設され、オーダーメイド医療の促進が図られています。

4. パテントプールの課題と展望

4. 1 課 題

(1) アウトサイダーの出現

パテントプールは、参加自由の原則に基づいて形成・運営されているため、必須特許を保有していながらパテントプールに参加しないことは、原理上、認められています。そのため、必須特許を保有していながらパテントプールに参加しない、「アウトサイダー」と呼ばれる特許権者が出現することがあります。アウトサイダ

一の多くは、保有する必須特許からのライセンス収入を主な収入源としているため、高額なロイヤルティを要求する傾向にあります。アウトサイダーの1社が高額のロイヤルティを要求した場合、多数のライセンサーの努力によって妥結に至ったパテントプールの合理的なロイヤルティが、アウトサイダーによる高額なロイヤルティとの合算によって非合理的な金額となることで、パテントプールの効果が著しく低下することになります。

また、仮にパテントプールのライセンシーが アウトサイダーの保有する必須特許の存在を知 らずに標準化技術を実施した場合、アウトサイ ダーがライセンシーに対して特許侵害訴訟を提 起して製品の製造差し止めなどを請求すること により、ライセンシーは、標準化技術を用いた 製品を実施することができない事態が生じます。

アウトサイダーが引き起こす問題は、パテントプールの有用性を損なうものであるため、今日も有効な解決策の検討が続けられています。

(2) ロイヤルティの公平性

近年では、前述したアウトサイダーの出現と ともに、ロイヤルティの公平性に関する問題が 注目を集めています。パテントプールにおける ロイヤルティは、ライセンシーである「必須特 許のライセンス許諾を受けて製品を製造販売す る事業者(以下,メーカーという)」から徴収 され、ライセンサーに対して支払われますが、 「必須特許の実施製品を介してサービスを提供 する事業者(以下、サービスプロバイダーとい う)」は、必須特許を実施するわけではないため、 サービスプロバイダーからロイヤルティの徴収 は行われません。例えば、スマートフォンなど の通信端末の場合、メーカーは、通信技術に関 する必須特許を実施して端末を製造するため, パテントプールに参加してロイヤルティを支払 うことになりますが, サービスプロバイダーは,

端末上で動作するアプリケーションソフトウェアや、端末を介したオンラインサービスを提供するにすぎないため、ロイヤルティは徴収されません。そうすると、サービスプロバイダーは、ロイヤルティの支払いを負担することなく、多額の利益を得ることになるため、メーカーが不満を抱くようになりました。

そこで、実施製品の製造販売を行わないサービスプロバイダーに対しても、ロイヤルティを 別途徴収する制度の普及が検討されています。

また、近年では、サービスプロバイダーであ りながら、事業買収の結果、必須特許を取得し てパテントプールのライセンサーとなることが あります。前述したように、サービスプロバイ ダーは、アプリケーションやオンラインサービ スの提供によって十分な利益を得ているため. ライセンサーであってもより多くのロイヤルテ ィ収入を得ようとするインセンティブが働か ず、むしろ自社で開発したアプリケーションな どの提供に必要な製品の普及を専ら促進させる 方向、すなわち、ライセンサーでありながら製 品の普及のためにロイヤルティの徴収金額を低 減させる方向に動きます。そうすると、サービ スプロバイダーと合理的な範囲内でより多くの ロイヤルティ収入を得たいメーカーとの間で互 いの利害が一致しないため、ライセンサー会議 でのロイヤルティ条件の合意が困難となりま す。仮にロイヤルティを減額することで合意し た場合、ライセンサーのロイヤルティ収入が低 下し、メーカーの研究開発活動に悪影響を与え ることが懸念されます。

4. 2 展 望

エレクトロニクス分野や情報通信分野を中心に形成されていたパテントプールが医薬品分野においても形成されつつありますが、今後は、日本企業が技術的優位性を有する自動車の自動運転や、ロボットなどの技術分野においても標

準化活動が行われ、それらに関連した新たなパテントプールが創設されることが予想されます。

また、要素技術に関する特許を複数の特許権者が保有し合っているような先端技術分野、例えば、iPS細胞を利用したバイオロジクス(生物学的製剤)や、再生医療などでも、パテントプールが創設・活用されることにより、パテントプールがそれら技術の普及の促進に貢献するものと考えます。

さらに、近年では、携帯電話をはじめとする 製品の多機能化に伴い、複数の標準化技術を用いた製品が増加しています。そのような製品を 製造販売する場合、標準化技術の各々に対応した複数のパテントプールに参加する必要がありますが、各パテントプールに対する報告などのやり取りの手間が生じます。そのような負担を 解消すべく、複数のパテントプールを束ねて窓口の統一化を図り、製品化に不可欠な技術を一括でライセンス(プロダクトライセンス)するための新しいタイプのパテントプールの普及が 期待されます。

5. おわりに

技術の高度化・複雑化や、製品の多機能化が 促進されることにより、パテントプールが果た す役割は、今後ますます重要になっていくもの と考えます。また、前述したアウトサイダーの 出現やロイヤルティの公平性に関する問題に加 えて、特許の活用に関する戦略の変化や新興国 企業の台頭に伴い、パテントプールに参加しな い特許権者が増加することによってパテントプ ールの規模が縮小するなどの問題も懸念されて います。さらに、企業における事業活動の多様 化に伴い、想定外の新たな問題が発生すること も考えられるため、関連法律やガイドラインなど の改正を含めた今後の動向が注目されます。

注 記

- 1) 「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」公正取引委員会(1999)
- 2) Medicines Patent Pool http://www.medicinespatentpool.org/(参照日: 2015. 11. 12)
- 3) Myriad判決 (Ass'n for Molecular Pathology v. Myriad Genetics, Inc.)
 http://www.supremecourt.gov/opinions/12pdf/
 12-398_1b7d.pdf#search='http%3A%2F%2F
 www.supremecourt.gov%2Fopinions%2F12pdf%
 2F12398_1b7d.pdf (参照日: 2015. 11.12)
- 4) Librassay https://www.librassay.com/(参照日:2015. 11. 12)

参考文献

- ・加藤恒, パテントプール概説 (改訂版), 社団法人 発明協会
- ・「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」公 正取引委員会(2010)
- ・「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独 占禁止法上の考え方」公正取引委員会(2007)
- ・「標準規格必須特許の権利行使に関する調査研究報告書」特許庁(2013)
- ・「パテントプールを巡る諸課題に関する調査研究報告書」特許庁(2012)
- ・「パテントプール」特許庁、社団法人発明協会アジア太平洋工業所有権センター (2009)
- ・「特許発明の円滑な利用のための方策に関する調査 報告書」特許庁(2004)
- ・小林和人,澤田孝之,堀口浩,大和田昭彦,新村和久, 永井隆,パテント, Vol.68, No.3, pp.86-100 (2015)
- ·清水克則,知財管理,Vol.55,No.12,pp.1721-1731 (2005)

(原稿受領日 2015年10月5日)